

北名古屋市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和5年10月27日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

5 北 防 第 1 8 2 号

令和 5 年 1 0 月 1 7 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

随時監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 5 年 8 月 2 3 日付け 5 北監第 4 2 号で随時監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜防災交通課＞

1 【指摘事項】

- (1) 防災備蓄品及び防災資機材について、台帳と現物が一致しない保管場所が見受けられた。定期的に点検を実施し、適正に管理されたい。
- (2) 防災備蓄品について、使用できないものについては処分されたい。

2 【措置状況】

- (1) 指摘事項については、定期的に保管状況を点検するとともに、防災備蓄品等の移動があった場合には随時台帳を更新し、台帳と現物が一致するよう適正に管理します。
- (2) 指摘事項については、令和5年度より順次、防災備蓄倉庫等を整理し、使用できないものについては処分します。

3 【監査委員意見】

防災備蓄品及び防災資機材の管理について、緊急時に迅速かつ的確に対応するため、資機材が衛生的であることと、効率良く搬出できる配置を検討されたい。

4 【措置状況】

令和5年度より順次、防災備蓄倉庫等整理し、防災備蓄品の適正な管理体制を整えてまいります。